

熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程

《逐条解説》

(目的)

第1条 この規程は、別記「熊本県キャラクターくまモン（以下、「くまモン」という。）」のイラスト（イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。）及び「くまもとサプライズロゴ」（以下「イラスト等」という。）並びにくまモンの写真及び動画（以下「写真等」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって熊本県（以下「県」という。）のPR、県産品の販路拡大、県の産業振興等に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・本条では、熊本県キャラクター「くまモン」及び「くまもとサプライズロゴ」のイラスト並びに「くまモン」の写真及び動画が、単にアイキャッチのためのキャラクター、ロゴとして存在するのではなく、その本来の目的は、県のPR、県産品の販路拡大、県の産業振興等に寄与することにあることを定めています。

(イラスト等及び写真等の利用に関する権利)

第2条 イラスト等の利用に関する一切の権利は、県に属する。

- 2 写真等の利用については、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許諾しない。ただし、前条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りでない。

【解説】

- ・本条では、イラスト等、写真等の利用についての権利を定めています。

〈第1項について〉

- ・イラスト等の利用に関し必要となる著作権及び商標権は、県が所有しています。従って、第三者がイラスト等を利用する場合には、県の許諾が必要となります。

〈第2項について〉

- ・写真等の利用については、県として戦略的に利用していく考えのほか、写真等撮影者の著作権、第三者の写りこみの問題等から、原則許諾しないこととしています。また、ただし書以下で例外を定めていますが、具体的な取り扱いにつきましては、次条に定めています。

(熊本県PR事業者登録並びにイラスト等及び写真等の利用許諾)

第3条 イラスト等を利用しようとする者は、あらかじめ熊本県PR事業者登録（以下「事業者登録」という。）を受けた後で、イラスト等の利用許諾（以下「利用許諾」という。）申請を行い、熊本県知事（以下「知事」という。）の利用許諾を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が次の各号に該当する場合には、事業者登録の手続きを省略することができる。

(1) 県の機関が利用する場合

(2) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合

(3) 県が後援又はくまモン隊が出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

- 3 前二項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、事業者登録及び利用申請を要しない。
- 4 前条第2項ただし書に規定する写真等の利用については、第2項の規定を準用する。この場合、第2項及び第9条から第21条（第17条を除く。）までの各規定にある「イラスト等」は「写真等」に、「利用許諾」は「写真等の利用許諾」に読み替えるものとする。

【解説】

- ・本条では、イラスト等及び写真等を利用する場合の手続きについて定めています。
〈第1項について〉
 - ・イラスト等を利用する際に必要となる、利用許諾を受けるまでの手続きを定めています。手続きとして、これまでの規程では定められていなかった「熊本県PR事業者登録」を新たに追加しました。これは、次回以降の利用許諾申請手続きの簡素化、暴力団関係者の排除、熊本県PR意識の喚起等が目的です。なお、本項の手続きが、通常の利用許諾の手続きとなります。
- 〈第2項について〉
 - ・事業者登録を必要としない例を定めています。県は、イラスト等の著作権者であり、県のPRがその本来業務の一つであるため、第1号において事業者登録不要と定めています。また、第2号及び第3号においては、マスコミでの利用や、県の後援又はくまモン隊出動イベントの告知物等でのイラスト等利用についても、事業者登録が不要であると定めています。これは、それらの場合のイラスト等の利用期間が比較的短期であることを考慮し、手続きの簡素化を図るための規定です。
- 〈第3項について〉
 - ・私的利用、引用、報道目的等の著作権法の第五款に定める著作権の制限に該当する場合には、事業者登録、利用許諾申請の両者ともに不要であることを定めています。ただし、この場合においても、利用者へは著作権者の表示（「©2010 熊本県くまモン」又は「©2010 kumamoto pref. kumamon」）をお願いしています。
- 〈第4項について〉
 - ・写真等の利用手続きについては、本条第2項の規定を準用すると定めています。従って、写真等の利用は第2項各号に定める利用に限定されます。具体的には、県の施策推進に係る利用、マスコミによる利用で特に情報発信効果が高いと認められる利用、県が後援又はくまモン隊が出動するイベントの告知物、記録物の作成への利用等があげられます。
なお、写真等の利用については、撮影者の著作権にも十分留意してください。また、写真等の利用にあたっては、本項に定めるとおり各関係条文を読み替えてください。

（事業者登録の申請）

- 第4条 第3条第1項の規定により事業者登録の申請を行おうとする者は、「熊本県PR事業者登録申請書」（別記様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する申請を行った者（以下「登録申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

【解説】

- ・本条では、事業者登録の具体的な手続きを定めています。なお、第1項に定める関係書類の中には、暴力団の排除に係る誓約書兼同意書も含まれており、くまモンの利用から暴力団や暴力団員を排除することもこの事業者登録の大きな目的となっています。

(事業者登録の手続き)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認める場合は、事業者登録を行うものとする。

- 2 知事は、前項に規定する事業者登録を行った場合は、「熊本県PR事業者登録通知書」(別記様式第2号)により当該登録申請者へ通知するものとする。
- 3 事業者登録の有効期限は、登録の日から3年間とする。
- 4 登録申請者が事業者登録を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は承継することができない。

【解説】

- ・本条では事業者登録申請後、登録が完了するまでの手続きを定めています。

〈第1項について〉

- ・審査の基準については、次条に制限事項を定めています。

〈第3項について〉

- ・事業者登録の有効期限は、一律3年間と定めています。これは、登録した事業者の状況を定期的に確認する必要があることや、登録更新時にイラスト等の利用目的を再度意識していただくことを目的とし、期限を定めたものです。

〈第4項について〉

- ・事業者登録については、譲渡、転貸はもちろん、承継もできませんので、法人の合併や登録者の相続の発生があった場合その都度登録申請が必要となります。

(事業者登録の制限)

第6条 知事は、前条の規定にかかわらず、登録申請者(申請者が法人又は団体の場合、第1号の規定においては当該法人又は団体の役員を含む。)が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その登録を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (5) 県の指名停止措置を受けている者
- (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (7) 県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

- 2 知事は、前項の規定により前条に規定する事業者登録を行わない場合は、「熊本県PR事業

者登録拒否通知書」（別記様式第3号）により当該登録申請者へ通知するものとする。

【解説】

- ・本条では、事業者登録ができない条件について定めています。
〈第2号について〉
- ・ゲームセンターを除く風営法関係の業者は、登録できないことを定めています。
〈第3号について〉
- ・いわゆる「マルチ商法」を行う業者は、登録できないことを定めています。
〈第6号について〉
- ・法令はもちろんですが、公序良俗に反すると認められる者についても事業者登録できないことを定めています。なお、「公序良俗に反する」か否かについては、個々のケースを県が判断することになりますが、未成年者への配慮に欠ける営業、暴力を肯定する営業、性や風俗に関する営業、その他社会一般の秩序や倫理・正義・善良な風俗等を乱す恐れのある営業を行う者等が該当します。
〈第7号について〉
- ・県あるいは県の関係する団体等であるかのような紛らわしい表示を用い、その誤解に基づく信頼を背景に営業を行ったり、奇異、低俗な営業により多くの人に不快感を与えるような者等については登録できないことを定めています。

（事業者登録内容の変更等）

- 第7条 事業者登録を受けた者で、当該事業者登録の内容に変更があった者は、「熊本県PR事業者登録変更申請書」（別記様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により変更申請があった場合は、第6条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、適正と認められたときは事業者登録の内容について変更を行うものとする。
 - 3 知事は、前項に規定する変更登録を行った場合は、「熊本県PR事業者登録変更通知書」（別記様式第5号）により当該事業者登録を受けた者に通知するものとする。

【解説】

- ・本条では、事業者登録の内容に変更があった場合の手続きについて定めています。申請当初の登録事項に変更があった場合には、全て変更登録が必要となります。

（利用許諾の申請）

- 第8条 第3条第1項の規定により、利用許諾を受けようとする者は、「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾申請書」（別記様式第6号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

【解説】

- ・本条では、利用許諾申請の具体的な手続きを定めています。なお、本条に定める手続きは、あ

らかじめ熊本県PR事業者登録を受けた者が対象となります。

- ・なお、県外において製造される食品へのイラスト等の利用については原則認めていませんが、県のPRや県産品の販路拡大に特に効果がある場合のみ、特例として認める場合があります。その手続きには、通常の申請手続きとは別に「くまモンの特例利用許諾に関する内容確認書」の提出が必要となりますが、様式等につきましては、別に作成する「利用の手引」に定めています。

(利用許諾の手続き)

第9条 知事は、前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、知事はイラスト等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 知事は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾書」(別記様式第7号)により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

3 利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長3年間とする。

【解説】

- ・本条では、利用許諾申請受付後、県が利用許諾を行う場合の手続きを定めています。

〈第1項について〉

- ・知事が付す条件の例としては、県産品を材料として使用すること、パッケージ等で県のPRを行うこと、販売エリアについて等があります。

〈第3項について〉

- ・許諾期間については、特に申請者からの申し出がない場合には、許諾日から3年間となります。ただし、フェア等の短期の利用や、申請者の利用状況について3年間以内に確認が必要な場合等は、適宜必要な期間を県が決定します。

(利用許諾の制限)

第10条 知事は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のイラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(4) 特定の個人、団体、法人(県を除く。)又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。

(5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合

(7) イラスト等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

- (8) 「くまモン」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (9) イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合
 - (10) その他、知事がイラスト等の利用が適当でないと認める場合
- 2 知事は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用不許諾書」（別記様式第8号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

【解説】

- ・本条では、県がイラスト等の利用を認めない場合の条件について定めています。なお、第6条に定める事業者登録の制限と重複する内容は、第6条の解説を御覧ください。
- 〈第3号について〉
- ・イラスト等を利用した、第三者を誹謗中傷するような表現はできないことを定めています。
- 〈第4号について〉
- ・イラスト等を商品やパッケージ等に利用することは可能ですが、くまモンは公務員ですので、本号に定める特定のものの支援等にならないよう、「利用の手引」で文字の配置等について定めています。（県PR・産業振興等に特に効果があると認められる場合には、例外有り）
- 〈第5号について〉
- ・政治的、宗教的、思想的主張の表現につきましては、イラスト等の利用を全て禁じることを定めています。
- 〈第7号について〉
- ・くまモンは熊本県のキャラクターですので、イラスト等を利用することにより、産地の誤解を招く場合や、くまモンが別の団体のキャラクターであるかのような印象を与える場合は利用できないことを定めています。
- 〈第8号について〉
- ・くまモンのキャラクター設定は「やんちゃな男の子」です。従って、イラストに女の子の服装を着せたり、飲酒、喫煙等の子どもにふさわしくない行動をとらせたりする形での利用はできないことを定めています。
- 〈第9号について〉
- ・イラスト等を利用する場合において、イラスト等が著しく変形している、又はぬいぐるみ等の立体物を作る場合には、その形状がくまモンに似ていないと県が判断した場合には利用が認められないことを定めています。
- 〈第10号〉
- ・本条に定めている条件以外の制限事項につきましては、「利用の手引き」をご参照ください。なお、本規程を変更せずとも「利用の手引」の内容を見直す場合がありますので、定期的な確認をお願いします。

（事業者登録を要しない場合の利用許諾の申請）

第11条 第3条第2項の規定により利用許諾を受けようとする者は、「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾申請書（熊本県PR事業者登録不要分）」（別記様式第9号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を行った者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

【解説】

・本条では、第3条第2項に定める利用許諾の申請の具体的な手続きを定めています。

(事業者登録を要しない場合の利用許諾の手続き)

第12条 知事は、前条の規定による利用許諾申請があった場合は、第9条第1項及び第10条第1項の規定を準用し利用許諾又は不許諾を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による利用許諾又は不許諾を通知する場合、第9条第2項又は第10条第2項の規定に替えて、口頭でこれを行うことができるものとする。

3 第1項の規定による利用許諾期間は、適当と認められる期間を知事が定める。

【解説】

・本条では、前条による利用許諾申請の受付後、県が利用許諾又は不許諾を行う場合の手続きを定めています。

〈第1項について〉

・前条による利用申請の場合においても、許諾の適否に関する判断基準は、通常の利用許諾についての基準と同じになります。

〈第3項について〉

・前条による利用申請の場合は、イラスト等の利用期間が短期の場合が多いため、原則である3年間ではなく、適当と認められる期間を知事が定めることとしています。

(利用許諾内容の変更等)

第13条 第9条又は第12条の規定により利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾変更申請書」(別記様式第10号)を知事に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、第9条第1項及び第10条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用許諾を行うことができる。

3 知事は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾変更通知書」(別記様式第11号)により当該利用者に通知するものとする。

4 知事は、第12条の規定による利用者の利用許諾変更申請に対する利用許諾については、前項の規定に替えて、口頭でこれを行うことができる。

【解説】

・本条では、利用許諾を受けた内容に変更を行う場合の手続きについて定めています。許諾を受けた利用内容の変更を行う場合には、全て事前の変更申請と許諾が必要となります。また、変更の場合においても、県は当初の利用許諾の審査と同じ基準でその審査を行います。

(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) イラスト等の利用にあたっては、利用許諾(第13条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 第9条の規定により利用許諾を受けた者は、著作権者の表示及び利用許諾番号(「©2010 熊本県くまモン●●●●(●●●●には、知事が「熊本県キャラクターくまモン・くまもと サプライズロゴ利用許諾書」で個別に指定する、#から始まる利用許諾番号を記載する。以下同じ。)」又は「©2010kumamoto pref. kumamon●●●●」)を、また第12条の規定により利用許諾を受けた者は、著作権者の表示(「©2010 熊本県くまモン」又は「©2010kumamoto pref. kumamon」)を、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等(以下「利用対象物等」という。)に必ず行うこと。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (6) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (7) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、知事が別に指示する。
- (8) 知事が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (9) その他各種の法令を遵守すること。

【解説】

- ・本条は、利用許諾を受けた後、利用者が遵守しなければならない事項を定めています。この事項が守られない場合、利用許諾が取り消されることもありますのでご注意ください。
〈第1号について〉
- ・イラスト等の目的は、第1条で、県のPR、県産品の販路拡大、県の産業振興等に寄与することと定めています。利用対象物等を販売、配布、展示等行う場合、常にこの目的を意識し、最大限その効果が発揮されるよう心がけてください。
〈第2号について〉
- ・利用申請を行い、利用許諾を受けた内容にしかイラスト等は利用できないことを定めています。それ以外の利用は全て不正な利用となり、県の著作権を侵害する行為となりますので、利用許諾を受けた内容を変更する場合には、必ず事前に変更(場合によっては、新規申請が必要となる)のときもありません。)の利用許諾を受けるようにしてください。
〈第3号について〉
- ・事業者登録と同じく、利用許諾の権利も譲渡、転貸又は承継することができないことを定めています。従いまして、利用許諾対象物等の販売についてフランチャイズ契約を行うことも認め

ておりません。

〈第4号について〉

- ・利用許諾番号の表示方法について定めています。利用許諾番号は、申請を行った利用許諾対象物等にもみ与えられるものです。同じ申請者のものであっても、申請を行っていない他の商品等に使用することはできませんのでご注意ください。また、不正利用をなくすためにも、許諾番号ははっきりと表示するようお願いします。

〈第6号について〉

- ・委託生産の場合の数量管理について定めています。現在、日本国外で製造された製品が、そのまま国外で流通している状況が確認されており、対応に苦慮しています。適正な著作権、商標の管理のため、第三者に製造を委託する場合の数量管理の徹底をお願いします。

〈第8号について〉

- ・県が行う売上調査その他の照会には、イラスト等の利用に伴う義務として、必ず回答してください。利用者がそれらの調査に応じない場合は、第16条に定める利用許諾等の取消しの対象となります。

(利用料)

第15条 イラスト等の利用料については、当分の間、無料とする。

【解説】

- ・イラスト等の利用料については、現在に引き続き、当分の間、無料とする予定です。ただし、くまモンの今後の活動のため、ふるさと寄附金（くまモン応援分）へのご協力をお願いいたします。

(事業者登録又は利用許諾の取消し等)

第16条 知事は、事業者登録を受けた者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者登録（第7条の規定による事業者登録内容の変更登録があった場合は、その変更登録後のもの。以下同じ。）若しくは利用許諾又はその両方を取り消すことができる。

(1) 提出した「熊本県PR事業者登録申請書」若しくは「熊本県PR事業者登録変更申請書」又は「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾申請書」、「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾申請書（熊本県PR事業者登録不要分）」若しくは「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾変更申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第6条第1項又は第10条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) 第14条の遵守事項に違反した場合

(4) その他事業者登録若しくは利用許諾又はその両方の継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、前項に規定する取消しを行った場合は、「取消し通知書」（別記様式第12号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消しの日からイラスト等を利用することはできない。

4 知事は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等に

ついて回収等の措置を請求することができる。

- 5 知事は、前三項の規定により、事業者登録若しくは利用許諾又はその両方の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 知事は、第1項の規定により事業者登録若しくは利用許諾又はその両方の取消しを受けた者が、その取消し後に行った事業者登録申請又は利用許諾申請について、必要と認める期間、当該事業者登録又は利用許諾を行わないことができる。
- 7 知事は、事業者登録又は利用許諾を受けずにイラスト等を利用した者が行う事業者登録の申請又は利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。
- 8 前二項に定める知事が必要と認める期間は、第6項の規定については取消しの日から、第7項の規定については県が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

【解説】

- ・本条では、一度受けた事業者登録又は利用許諾が取消しとなる場合について定めています。
- ・イラスト等の不正な利用により、県が所有する著作権を侵害した場合、単に事業者登録や利用許諾が取り消されるだけではなく、県に対する民法上の賠償責任や、刑法上の罰金刑又は懲役刑が科せられることがあります。

〈第1項について〉

- ・各号において、取消し事由を定めています。なお、直接イラスト等の利用に関係しないように見える売上調査その他の照会に応じることも、第14条に定める遵守事項の一つですので、それらの照会には必ず回答してください。
- ・利用者が、各号に定める取消し事由に該当した場合、その利用者に対して与えていた全ての利用許諾が取消しとなる場合もあります。

〈第3項、第4項及び第5項について〉

- ・利用許諾を取消された者は、その日から利用許諾対象物等を利用することはできません。商品である場合は販売や展示、広告や看板等についてもその日から表示することができなくなります。また、県は、場合によってはそれらの許諾が取り消された対象物等の回収等を請求することもできますし、取消しによって対象者に生じた一切の損害について一切の責任を負いません。

〈第6項について〉

- ・本条に定める取り消しを受けた者は、県が決定する一定の期間、申請を行うことができないことを定めています。また、第8項においてはその期間を最長10年間としています。

〈第7項について〉

- ・不許諾でイラスト等の利用を行った者が行う申請について、拒否できることを定めています。期間については前項と同じく第8項に定めています。

(申請等の取下げ)

第17条 第4条、第7条、第8条、第11条及び第13条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「取下げ申請書」(別記様式第13号)を知事へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

【解説】

- ・本条では、事業者登録、利用許諾又はそれらの変更に係る各申請を取り下げる場合の手続きを

定めています。

(利用の非独占性等)

第18条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について県が推奨を行うものではない。

【解説】

- ・本条では、イラスト等は県が所有する財産であるという視点から、その利用許諾により得られた権利は、許諾を受けた者にイラスト等を排他的に利用する権利を認めたものではないことや、イラスト等の利用は、特定の利用者又は利用許諾物等を県が推薦していることにはならないことを定めています。
- ・従って利用者は、イラスト等を使用したデザイン等について、商標登録や意匠登録を行うことはできません。

(経費等の負担)

第19条 県は、この規程による事業者登録又は利用許諾の申請、事業者登録又は利用許諾の内容に係る変更申請及びイラスト等の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

【解説】

- ・本条では、県は、イラスト等の利用により利用者側に生じる経費等を一切負担しないことを定めています。
- ・この規程に定める各種の申請を行う場合には、本条の規定により、必ず切手貼付の返信用封筒も併せて提出してください。提出されない場合、通知書が送付できないこととなります。

(賠償責任等)

第20条 県は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。
- 4 知事は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

【解説】

- ・本条では、利用許諾に係る賠償責任について定めています。

〈第1項について〉

- ・例えば、利用許諾を受けた商品が売れなかった、あるいは他者に許諾を行ったため売れなくなった等の場合においても、県に賠償責任は生じないことを述べています。

〈第2項について〉

- ・利用対象物等が不良品であった等の原因により、それを購入した者等に損害が生じても、県は一切の責任を負わず、利用者の責任で全て処理することを定めています。

〈第3項について〉

- ・故意、過失を問わず、利用者のイラスト等の利用に誤りがあったことにより、県に損害が生じた場合には、利用者は県にその損害を賠償する責任が生じます。具体的には、通常の利用許諾業務を超えての労務賃金、県・くまモンのイメージ失墜による損害等があげられます。

(情報の公開)

第21条 知事は、イラスト等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

【解説】

- ・本条では、くまモンオフィシャルホームページを中心とし、利用許諾状況及び利用許諾取消し状況の公開を行うことを定めています。取消し状況も含め公開するのは、不適正な利用を防止し、著作権の適正な管理に繋げていくためです。なお、公開にあたっては、県は個人情報の保護に十分配慮します。

(事務)

第22条 この規程に関する事務は、県知事公室くまモングループが行う。

【解説】

- ・本条では、県庁でこの規程を所管する課を説明しています。

(業務委託)

第23条 知事は、次の各号に規定する業務を外部に委託することができる。

- (1) 第4条から第7条に規定する事業者登録に関する業務
 - (2) 第8条から第12条に規定する利用許諾に関する業務
 - (3) 第9条及び第12条の規定による利用許諾に対する第13条に規定する変更許諾に関する業務
 - (4) 第14条第8号に規定する売上調査その他の照会に関する業務
 - (5) 第17条に規定する申請等の取下げに関する業務のうち、第4条、第7条、第8条及び第9条、第12条の規定による利用許諾に対する13条の規定による申請に対しての業務
- 2 知事が、前項の各号に定める業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「知事」は「受託者」に読み替えるものとする。

【解説】

- ・本条では、くまモンの利用許諾事務について業務委託できる業務を述べています。平成26年度から、日本トータルテレマーケティング株式会社に委託を行っています。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、イラスト等及び写真等の利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

【解説】

- ・本条では、この規程以外の必要な事項については、知事が別に定めることとしていますが、具体的には「利用の手引」となります。また、海外でのイラスト等の利用については、「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの海外利用許諾要項」に定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月24日から適用する。
- 2 県は、平成24年3月31日を経過する場合において、この規程の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この規程は、平成24年4月16日から適用する。
- 4 この規程は、平成26年4月1日から適用する。
- 5 この規程は、平成26年8月1日から適用する。
- 6 この規程は、平成26年10月30日から適用する。
- 7 この規程は、平成28年4月1日から適用する。
- 8 この規程は、平成29年4月1日から適用する。